

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	世田谷区
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	63-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00149166.html

執行機関名 世田谷区長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	世田谷区女性福祉資金貸付条例(昭和50年3月世田谷区条例第32号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	43	
番号法別表第2の項	63	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 区長の部第6の項 世田谷区女性福祉資金貸付条例(昭和50年3月世田谷区条例第32号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	世田谷区女性福祉資金貸付条例第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、女性に対して女性福祉資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		世田谷区女性福祉資金貸付条例(昭和50年3月世田谷区条例第32号)、 世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則(昭和50年3月世田谷区条例第14号)